

令和4年度（2022年度）地域医療情報連携ネットワーク構築事業 概要

1 事業目的

地域医療を担う医療機関の機能分化や連携、地域包括ケアシステムの構築のために、ICTを活用して、病院と診療所間など、関係機関で患者情報（主に電子カルテ情報（CT等の画像情報含む。））を電子的に共有して切れ目のない医療介護情報連携を行い、継続した質の高い連携を図ること、浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、主要診療情報の保全を図ること等を目的とする。

2 補助対象者

- (1) 地域医療情報連携ネットワーク構築事業
市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者
- (2) 地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業
市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者
- (3) 防災用診療情報バックアップ事業
知事が認める病院の開設者

3 補助対象事業

(1) 地域医療情報連携ネットワーク構築事業

地域医療を担う医療機関の機能分化や連携、地域包括ケアシステムの構築のために、ICTを活用して、病院と診療所間など、関係機関で患者情報（主に電子カルテ情報（CT等の画像情報含む。））を電子的に共有して切れ目のない医療介護情報連携を行うこととして、「厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格」（令和3年3月26日一部改正（医政発0326第14号、政統発0326第6号）。以下「厚生労働省標準規格」という。）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」（令和3年1月 厚生労働省）に準拠したシステムを導入する事業

なお、病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者、老人福祉法、介護保険法等に基づき高齢者福祉サービス事業を行う事業者が行う地域医療情報連携ネットワーク構築事業に対して、市町村、病院の開設者又は医師会その他知事が認める者が補助する事業であって、次の基準を満たす場合は、市町村、病院の開設者又は医師会その他知事が認める者が補助する事業に対して予算の範囲内で補助する。

ア 地域設定

原則として、第二次医療圏の範囲内における事業であること。ただし、第二次医療圏の範囲を超える事業については、二次医療圏の範囲内における事業に要する経費のみを補助する。

イ 標準規格

厚生労働省標準規格に準拠したシステムを導入する事業であること。

ウ 安全管理

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」（令和3年1月 厚生労働省）に準拠したシステムを導入する事業であること。

(2) 地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業

厚生労働省標準規格及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版（令和3年1月 厚生労働省）」に準拠した地域にふさわしい継続性のあるネットワークの導入に向けた計画の作成のため、ICTの専門家からコンサルティングを受ける事業

なお、申請は、地域医療情報連携ネットワークシステム導入の前年度から導入年度の次年度までのうち2年間を上限として対象とする。

(3) 防災用診療情報バックアップ事業

浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、「診療録等の保存を行う場所について」（平成25年3月25日一部改正（医政発0325第15号、薬食発3025第9号、保発3025第5号））の内容を踏まえて、地域医療情報連携ネットワークに係る診療録等を電子媒体により外部保存を行う事業

4 補助基準額及び補助率

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域医療情報連携ネットワーク構築事業	(1) 市町村、病院、医師会、知事が認める者 30,000千円 (2) 診療所 20,000千円 なお、同一の申請者がネットワークに参加する複数の病院又は診療所分を申請する場合は、ネットワーク	地域医療情報連携ネットワーク構築事業に必要な委託料、医療機器及び備品購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみの情報システムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費又は在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる経費を除く。）	1/2以内

	<p>に参加する病院又は診療所の数に、(1)及び(2)の区分に応じた基準額を乗じた額の合計とする。</p> <p>(3) 3(1)なお書き以下の事業を行う市町村、病院、医師会その他の知事が認める者</p> <p>次の基準額に、ネットワーク参加機関数を乗じた額とする。 (1 機関あたり) 20,000千円</p>	<p>上記の経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	
地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業	2,710千円	地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業に必要な委託料、報酬、報償費(謝金)、旅費	10/10以内
防災用診療情報バックアップ事業	12,000千円	防災用診療情報バックアップ事業に必要な委託料、医療機器及び備品購入費(取付工事料を含む。ただし、補助対象者内の情報システムの導入又は更新にかかる経費を除く。)	1/2以内

5 その他

本事業は、今後、道がICTを活用した患者情報連携に係る施策を展開するための検証として、事業実施中又は実施後、各種調査にご協力いただくことでもありますので、ご留意ください。